

名古屋高裁は第一交通の不当労働行為を認定しました 初審命令を変更し、救済命令を求める要請書

本年2月18日、名古屋高等裁判所（民事第1部）は、第一交通労働組合委員長と書記長に対する不当解雇撤回裁判で、書記長の控訴を認め、雇用契約上の地位確認とともに未払い賃金と慰謝料の支払いを命ずる判決を言い渡しました。今回の判決は、書記長を皮切りに組合の役員らに対して次々と雇用が打ち切られる措置がとられたことなどの一連の経過から、組合に対する嫌悪に基づき、組合員を会社内から排除するために、書記長を退職扱いしたものと認定し、不当労働行為にあたるから退職扱いは無効と判断しました。

第一交通産業(株)は、全国各地のタクシー会社を次々と買収し、業界最大手のタクシーグループに急成長してきました。しかし、買収した職場では労働組合の存在を認めず、ウソと騙しと暴力で労働者を支配し、各地で労働争議が起っています。

愛知県内で営業する鯨第一交通(株)、千成第一交通(株)、大宝第一交通(株)では、労働組合委員長を会社の管理職やその手下の従業員らに取り囲んで長時間にわたって罵倒したり、労働組合役員や組合員に対する恫喝、配車差別などのいやがらせ、脱退工作などが繰り返されました。そして2016年2月から4月にかけて、鯨第一交通(株)と千成第一交通(株)で、労働組合の委員長、書記長をはじめ組合員がいっせいに解雇・雇い止めされました。組合員らは従前、それぞれの会社に対し、法律等で定められたルールを守って労務管理や運行管理をするように求めて活動し、会社からの組合攻撃にも異議を唱えてきました。

初審の愛知県労働委員会命令は、第一交通労働組合が申し立てた不当労働行為救済申立を全て棄却しました。不当労働行為の各事実を外形的事実としては認めながら、組合側の主張と会社側の主張を並列し、不当労働行為の疎明がないものとして退ける不当なものでした。

私たちは、労働組合が提出した証拠や陳述書、審問での証言にもとづいて、中央労働委員会が公正に判断され、初審命令を変更されるよう要請します。

要請事項

初審命令を変更し、被申立人らの不当労働行為を認め救済命令を出すこと。

年 月 日

組合名・団体名

代表者名

住 所

印

【取扱団体】 第一交通をまともな会社にする会

〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F愛労連内 ☎052-871-5433